

# 令和3年度商店街共同施設設置事業募集要領

秋田市商工貿易振興課

## 1 事業の目的

商店街が実施する事業を市が支援することで、地域の特色を活かした商店街づくりを促進し、商店街の競争力を強化することを目的とする。

## 2 商店街共同施設設置事業の概要

### (1) 補助率、補助限度額

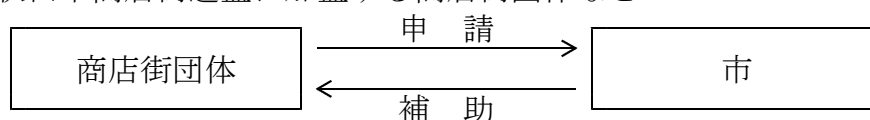
ア 街路灯整備事業は、対象事業費の30%以内、限度額400万円までとする。

イ 防犯カメラ整備事業は、対象事業費の30%以内、限度額200万円までとする。

ウ その他の共同施設設置事業は、対象事業費の20%以内、限度額400万円までとする。

### (2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街団体など



## 3 申請方法

事業着手前に、同封の交付申請書類を記入のうえ、商工貿易振興課に提出する。

※補助金の決定前に着手した事業や支払済の経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

## 4 商店街共同施設設置事業の補助対象事業

補助金の交付対象事業は、商店街団体が事業主体となり商店街内で実施する事業であって、商店街および地域経済の振興に資する以下の事業とする。なお、原則として年度内に事業が完了するものを対象とする。

- (1) 商店街街路灯整備事業
- (2) 防犯カメラ整備事業
- (3) 商店街環境整備事業
- (4) カードシステム整備事業
- (5) 福祉連携整備事業
- (6) サービス連携整備事業

※ 既存の商店街共同施設の撤去費用については、商店街共同施設の整備を前提として、初年度にその撤去を実施し、翌年度に商店街共同施設の整備を実施する場合に限り、補助対象とすることができる。

## 5 商店街共同施設設置事業の対象となる経費

1 商店街街路灯整備事業	街路灯の新設および建替、修繕(灯具、配線、支柱等の交換・修繕等。ただし、日常の維持管理的な電球等の交換や塗装等は除く。)、整備に伴う撤去等
2 防犯カメラ整備事業	防犯カメラの新設、増設、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等
3 商店街環境整備事業	アーケード、カラー舗装、駐車場、駐輪場、共同トイレ、ポケットパーク、その他これらに類する施設等で公共的と市長が認める施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く)、整備に伴う撤去等
4 カードシステム整備事業	ホストコンピューター、周辺機器、ソフト開発、伝送装置、端末装置、その他コンピューターを共同利用するために必要な設備等の一体的整備(部分的な機器更新や増設は対象外)
5 福祉連携整備事業	店舗スロープ、点字ブロック、点字プレート、電動・手動車いす、手すり、休憩ベンチ、その他これらに類する施設等でバリアフリー化を促進するための施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等
6 サービス連携整備事業	商品リサイクル・空き缶回収コーナー、ロッカー、情報センター、買い物品預かり所、児童遊戯施設、ベビールーム、その他これらに類する施設等で顧客や地域住民に対するサービスの拡大を図るための施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等

## 6 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街振興組合、商店街内のテナントで構成される団体\*、商店街街路灯等電気料補助事業の対象となる団体、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、TMOその他市長が認める団体

※商店街のテナントで構成される団体：中小企業者10者以上の個店グループを構成し、かつ商店街に加入している組織(商店街の推薦書が必要)

担当 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部商工貿易振興課

商工振興担当 山田、天野

TEL 018-888-5728

FAX 018-888-5727